・　技術的管理措置　外部からの不正アクセスからの防御に関するシステムの構築及び情報の暗号化、個人データへのアクセス制限その他の個人データの取扱いに関する技術的措置
・　人的管理措置　個人情報の取扱いに関する内部規程の周知徹底、教育研修の実施その他の措置

4　従業者の監督（法第21条関係）

農林水産関係事業者は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。その際、個人データが漏えい、滅失又はき損等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質及び個人データの取扱状況等に起因するリスクに応じ、個人データを取り扱う従業者に対する教育及び研修等の内容及び頻度を充実させるなど、必要かつ適切な措置を講じる必要がある。また、農林水産関係事業者は、従業者がその在職中又は退職後、その業務に関して知り得た個人データの内容を正当な権限なく他人に知らせ又は不当な目的に使用しないようにするため、雇用契約において秘密保持に関する事項を定める等必要な措置を講ずることが望ましい。

5　委託先の監督（法第22条関係）

⑴　農林水産関係事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を外部に委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者（以下「委託先」という。）に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。その際、個人データが漏えい、滅失又はき損等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質及び個人データの取扱状況等に起因するリスクに応じ、必要かつ適切な措置を講じるものとする。

⑵　農林水産関係事業者は、⑴の規定の監督を行うに当たっては、適切な者を選定して委託契約を結ぶとともに、当該契約等において次に示す事項について定めることが望ましい。

ア　委託先の個人データの取扱いに関する事項
イ　委託先の秘密の保持に関する事項
ウ　委託された個人データの再委託に関する事項
エ　契約終了時の個人データの返却等に関する事項

⑶　農林水産関係事業者は、このガイドライン等を踏まえ、その事業活動の特性、規模及び実態を考慮し、自らの個人情報の保護に関する考え方や方針を策定・公表している場合には、その中に、消費者等、本人の権利利益保護の観点から、事業活動の特性、規模及び実態を考慮して、「委託の有無、委託する事務の内容を明らかにする等、委託処理の透明化を進める」といった点を考慮した記述をできるだけ盛り込むことが望ましい。

6　個人情報保護管理者の設置

農林水産関係事業者は、個人情報保護管理者（当該事業者の個人情報の取扱いに関する責任者をいう。）を置き、内部規程及び監査体制の整備その他当該事業者の個人情報の取扱いの監督を行わせるよう努めるものとする。

7　農林水産関係事業者が行う措置の対外的明確化

農林水産関係事業者は、このガイドライン等を踏まえ、自らの個人情報の保護に関する考え方や方針を策定し、次に掲げる事項を事業所における書面の掲示備付け等又はホームページ上での掲載等により継続的に公表するよう努めるものとする。また、消費者等、本人の権利利益保護の観点から、事業活動の特性、規模及び実態を考慮して、第４－１－⑵利用目的の特定、第６－５－⑶委託先の監督、第８－２－⑶保有個人データの開示、第８－４－⑷保有個人データの利用停止等についても、できるだけ盛り込むことが望ましい。

⑴　取得した個人情報を目的外に利用しないこと。
⑵　苦情処理に適切に取り組むこと。

第７　個人データの第三者提供に関する義務

1　第三者提供の制限に関する原則（法第23条第１項関係）

農林水産関係事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

2　第三者提供の制限に関する例外（法第23条第１項関係）

次の各号のいずれかに該当する場合は、１の規定にかかわらず、個人データを第三者に提供することができる。

⑴　法令に基づく場合（当該法令に、第三者提供を受ける相手方についての根拠のみあって、第三者提供をする義務までは課されていない場合には、農林水産関係事業者は、当該法令の趣旨に照らして第三者提供の必要性と合理性が認められる範囲内で対応するものとする。）

（例）
・　令状に基づく警察や検察などによる捜査への対応（刑事訴訟法第218条等）
・　証券取引等監視委員会の職員による犯則事件の調査への対応（金融商品取引法第210条、第211条等）
・　裁判所からの文書送付の嘱託や調査の嘱託への対応（民事訴訟法第186条、第226条、家事審判規則第８条）
・　疑わしい取引の届出（犯罪による収益の移転防止に関する法律第９条第１項）
・　徴税吏員・税務職員の質問検査への対応（地方税法第72条の７、所得税法第234条等）
・　国勢調査などの基幹統計調査に係る報告及び調査実施者からの協力要請への対応（統計法第13条、第30条）

⑵　人（法人を含む。）の生命、身体又は財産の保護のために個人データを第三者に提供する必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

（例）
・　急病人の血液型や家族の連絡先を医師や看護師に伝える場合
・　大規模災害や事故等の緊急時に、負傷者情報を家族に提供する場合
・　暴力団等の反社会的勢力情報、業務妨害行為を行う悪質者情報を企業間で共有する場合
・　製品に重大な欠陥があるような緊急時に、メーカーから顧客情報を求められ、これに応じる必要がある場合

⑶　公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に個人データを第三者に提供する必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

（例）
・　感染症の予防のための調査に応じるとき。

⑷　国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して農林水産関係事業者が協力する場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるときに、個人データを第三者に提供する場合（この場合において、農林水産関係事業者は、任意の求めの趣旨に照らして第三者提供の必要性と合理性が認められる範囲内で対応するものとする。）

（例）
・　任意の求めに応じて、警察や税務署に対して個人情報を提出する場合
・　一般統計調査に回答する場合

3　いわゆる「オプトアウト」（本人の求めによる提供停止）（法第23条第２項・第３項関係）

農林水産関係事業者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、１及び２の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。

⑴　第三者への提供を利用目的とすること。
⑵　第三者に提供される個人データの項目

（例）
・　氏名、住所、電話番号
・　氏名、商品購入履歴

⑶　第三者への提供の手段又は方法

（例）
・　書籍として出版
・　インターネットに掲載

⑷　本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。ただし、農林水産関係事業者がこの規定による第三者提供を行っている場合であって、⑵又は⑶の規定に掲げる事項を変更するときは、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。